

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案」についての意見・情報の募集」の結果について

令和 6 年 12 月 25 日
農林水産省 消費・安全局

農林水産省では、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部改正案及び飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案について、令和 6 年 7 月 19 日から 8 月 23 日までの期間、e-Gov に掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、本件に関して 4 名の方から 4 件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見を適宜要約等の上、集約、整理したうえで、御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては、公表した案のとおり改正することといたしましたのでお知らせいたします。

問い合わせ先 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 担当：飼料安全基準班 代表：03-3502-8111（内線 4546） 直通：03-6744-1708
--